

第5回 菊川流域委員会 議事概要（案）

1. 開会

2. 挨拶

- ・ 挨拶（浜松河川国道事務所 加藤事務所長）

3. 議事

(1) 菊川流域委員会 第4回流域委員会 議事概要の確認

- ・ 議事概要について説明し、委員の承認を得ました。

(2) 第4回流域委員会 委員からの質問に対する回答について

- ・ 主に次のような意見をいただきました。

No	委員からの質問内容	事務局からの説明内容
1	環境に関するメニューについて、「多自然川づくりの推進」は全体の方針を示しており、「良好な自然環境の保全・再生」、「人と河川の豊かなふれあいの場の形成」、「良好な水質の保全」は具体の実施内容ということか。	その認識で間違いありません。
2	台風18号のHWL超過原因の分析について、水位縦断図の計算に使用した流量は何か。	H26.10洪水の再現流量をもとに計算している。
③	利用者数が減少した理由について、もう少し細かく分析願いたい。	次回、説明資料を準備する。
4	河川美化活動を地元住民と連携して実施していることを対外的に情報配信した方がよい。	今後、より情報配信に努めていく。
⑤	現地焼却は、法律上（廃掃法）違反にならないか。確認願いたい。	確認し、次回、報告する。
⑥	刈草の農家搬出・現地焼却について、農家利用は良い事例なので、現地焼却と農家利用は別々に整理した方がよい。	別々に整理し、次回、報告する。

※Noの○は「資料-3」にて説明を補足している項目を示します。

(3) 菊川水系河川整備計画 骨子案について

- ・ 主に次のような意見をいただきました。

No	委員からの質問内容	事務局からの説明内容
⑦	菊川の整備計画目標流量の根拠は何か。	次回、説明資料を準備する。
8	整備計画の担保性に不安があるが、今後、整備計画を見直すことはあるのか。	河川整備計画は河川法に基づき策定する計画である。大出水・大震災の発生等の理由で見直す場合もありうる。
9	整備計画と国土形成計画との擦り合わせはできているのか。	整備計画と国土形成計画の擦りあわせはしている。
⑩	「積極的に許可水利権化を進める」の文言は、「利水者との共同」の概念の表現にすることはできないか。	所内で調整し、次回報告する。
11	河道掘削の際には河床を平坦にしないような配慮が必要である。	河床を平坦にしないような配慮をしていく。
⑫	“菊川らしさ”、“流域と人との関係性”などに関する表現などを盛り込んでほしい。	所内で調整し、次回報告する。
13	浸水想定区域図は、新たに作成するのか。	現在公表しているのは1/100規模で、今後は、1/1000といった降雨で作成する予定である。
14	床止め撤去後はなにが起こるかわかりにくいので、試験施工やモニタリングをしてはどうか。	試験施工を実施し、その後の変動をモニタリングする予定であり、モニタリングの結果をもとに、必要に応じて対策を検討する。
⑮	菊川には縦に突出した護岸が多く設置されており、子供が水遊びしにくい構造となっているため、修復時には検討してもらいたい。	護岸修復時には河川利用に配慮した工法について適用可能か検討する。

※Noの○は「資料-3」にて説明を補足している項目を示します。

(4) 再構築ビジョンについて

- ・ 主に次のような意見をいただきました。

No	委員からの質問内容	事務局からの説明内容
16	堤防法尻の補強は将来的にどこまで実施するのか。今後5年間で弱い箇所だけ実施するということか。	今後5年間で優先的に2.4k区間を実施する。そのあとは実態にあわせて、実施していく。
17	対策を実施することは地元としてはありがたいが、これらの対策は抜本的な対策なのか、それとも一過性の対策か説明していただきたい。	対策については河川整備計画に定めて実施するものですが、越水した場合においては破堤を完全に防げるものではありません。

4. 閉会

- ・ 次回委員会開催については、素案を提示することを確認し、閉会しました。